

公園内使用許可の使用料等減免に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園内使用許可に関し、高槻市都市公園条例（昭和52年高槻市条例第15号。以下、「条例」という。）第18条第1項で規定される使用料及び同条第2項で規定される利用料金の減額または免除（以下、「使用料等減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 公園は、条例第2条第1号に規定する公園をいう。

3 公園内使用許可は、高槻市都市公園条例施行規則（平成20年高槻市規則第21号。）第12条に使用料等減免の定めのある有料施設の使用、有料施設の構造設備の変更及び目的外使用を除く、次の各号に規定する許可をいう。

(1) 条例第3条第1項に規定する都市公園内行為許可。

(2) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下、「法」という。）第5条第2項に規定する都市公園内施設設置許可及び都市公園内施設管理許可。

(3) 法第6条に規定する都市公園占用許可。

(使用料等減免の申請)

第3条 公園内使用許可の申請者が条例第18条に規定する使用料等減免を受ける場合は、使用料等減免申請書（様式第1号）を市長（萩谷総合公園及び古曽部防災公園にあつては指定管理者。以下、「市長等」という。）へ提出しなければならない。また、市の後援のある場合については後援許可の写し、申請者が市の事業の受託者である場合は、発注課からの使用料等減免依頼書及びその他資料を市長等に提出しなければならない。

2 市長等は公園内使用許可が次条の各要件のいずれかに該当する場合に限り、使用料等減免を許可することができる。

(使用料等減免の要件)

第4条 市長等は、第3条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は使用料等減免をすることができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他の高槻市に所在を置く公共的団体等に公用、公共用その他公益上の目的のために使用させる場合。 <免除>

(2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる

場合。　＜免除＞

(3) 自治会等市民団体の使用で営業等を目的としたものでない場合。　＜免除＞

(4) 市の後援のある場合。　＜免除＞

(5) 公園内使用許可申請のある公園が申請者から借り受けている公園である場合。　＜免除＞

(6) 公園利用が必要である市の事業で、その受託者が必要とした市長等が必要であると認める場合。　＜免除＞

(7) 使用する公園又は市の施策のPRに資する撮影で市長等が必要であると認める場合。＜免除＞

(8) 保育園等の保育施設及び小学校等の教育施設に校外学習等を行うために使用させる場合。＜免除＞

(9) 電柱又は電話柱を支えている支線。　＜使用料の5割に相当する額＞

(10) その他市長等が相当と認める場合。　＜市長等が定める額＞

(実施細目)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市創造部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。